

加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症により行方不明となるおそれのある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を事前に把握し、認知症高齢者等の行方不明時に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関等の協力連携体制を構築することにより、認知症高齢者等の安全の確保及び家族等への支援を図ることを目的とする。

(実施機関等)

第2条 加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施機関は、加古川市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の目的を効果的に達成するため、地域包括支援センター業務を受託する社会福祉法人及び医療法人等（以下「地域包括支援センター」という。）に事業を委託することができる。

- 2 事業の関係機関は、加古川警察署、町内会・自治会、民生委員・児童委員、加古川市消防団及び加古川市社会福祉協議会等とする。
- 3 事業の協力機関は、事業の目的に賛同し、協力機関として登録した企業団体等とする。
- 4 協力機関として登録しようとする機関は、加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業協力機関登録票（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関、関係機関及び協力機関による緊急連絡体制及び支援体制の構築
- (2) 事前登録制の運用
- (3) 事前登録された者（以下「登録者」という。）の見守り活動
- (4) 認知症高齢者等が行方不明となった場合における関係機関及び協力機関への緊急連絡及び支援依頼
- (5) 認知症高齢者等の家族等に対する相談及び支援・本事業の普及啓発等

(事前登録制)

第4条 事前登録制の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する65歳以上の認知症高齢者等又は市長が特に必要と認めた者とする。

- 2 事前登録制に登録しようとする対象者又はその家族等は、居住地の地域包括支援センターに加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業事前登録票（様式第2号-①、②。以下「登録票」という。）を提出しなければならない。
- 3 前項の登録票の情報は、市、居住地の地域包括支援センター及び加古川警察署で共有する。
- 4 第2項の登録票の内容に変更があった場合は、加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業事前登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 5 登録者については、市、居住地の地域包括支援センター、加古川警察署及び登録票の情報提供意思確認において情報共有に同意した関係機関及び協力機関により日頃の見守り活動を実施する。
- 6 登録者でなくなった場合は、加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業事前登録廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(発見協力依頼)

第5条 居住地の地域包括支援センターは、登録者の家族等から行方不明の連絡があった場合は、加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業行方不明者の発見協力依頼票（様式第5号）を作成し、速やかに関係機関及び協力機関に情報提供し発見協力依頼を行うものとする。

2 登録者の発見等により発見協力依頼が終結した場合は、市長が加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業発見協力依頼解除連絡票（様式第6号）により、情報提供を行った関係機関及び協力機関へ発見協力の解除を連絡するものとする。

3 登録者以外の者についてその家族等から行方不明の連絡があった場合は、前条第2項の手続を行った上で登録者と同様に対応できるものとする。

(関係機関及び協力機関との連携)

第6条 実施機関は、関係機関及び協力機関と密接な連携及び協力関係を保ち、この事業の円滑な推進を図るものとする。

2 実施機関は、事業を円滑に進めるため必要に応じて連絡会議を開催する。

(個人情報の取扱い)

第7条 この事業に関する個人情報の取扱いについて、実施機関、関係機関及び協力機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び、加古川市個人情報保護条例（平成10年加古川市条例第28号）の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。